



広報



市の木・もくせい

FUSSA



平成 24 年 (2012 年)

12 月 1 日 No.868

発行 / 福生市 編集 / 企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町 5

☎ 042-551-1511 (市役所代表)

毎月 1 日・15 日発行

▼福生市 12 月の主なイベント▼

9日(日)	自由広場フリーマーケット
14日(金)	人生うたい語りのつどい
22日(土)	白梅ウィンターコンサート

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事 3面東京都知事選挙・衆議院議員選挙 4面12月はオール東京滞納STOP強化月間 5面年末年始ごみ・し尿収集日程等のお知らせ 6面「受験生チャレンジ支援貸付事業」のご案内 7面高齢者介護予防教室 8面ひとり親家庭の福祉制度 10面福生病院組合職員募集

12月3日～9日は「障害者週間」です

心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは担当窓口へご相談ください。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742、FAX 552・5150

【主な福祉施策】

〈医療・手当等〉

◆自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類があり原則1割負担です。(所得により上限月額が設けられています。生活保護の方の自己負担はありません。)

〈更生医療〉身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。

【対象】18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

〈育成医療〉手術等の治療にかかる医療費を助成。

【対象】18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方(担当は子育て支援課子育て支援係)

〈精神通院医療〉在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成(全額助成になる場合もあります。)

【対象】精神疾患を有し通院している方

◆心身障害者(児)医療費助成

重度の障害をお持ちの方の医療費の一部を助成。

【対象】身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方(所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます。)

●福生市の状況●

平成24年4月現在、当市における障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉保健手帳)登録者数は、合計約2,340人で、市の人口の約3.9%です。

●障害者週間とは●

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。この一週間は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人ひとりが考える週間です。

▼▼障害者週間イベント▼▼

【期間】12月3日(月)～8日(土)

【場所】市役所第二棟1階ロビー

【内容】市内障害者施設に入通所している方の作品展示・授産品(パン等)の販売等

●高次脳機能障害相談・講演会

【日時】12月8日(土)午後1時30分～4時30分

【場所】市役所第一棟2階会議室

▼講演会:「高次脳機能障害について」

【講師】伊藤正一氏(医療法人財団利定会大久野病院医療ソーシャルワーカー)

▼相談会:高次脳機能障害についてのご相談をお受けします。

▼上映会:高次脳機能障害を持つヒロインが登場する映画『50回目のファーストキス』

【対象】18歳以上の高次脳機能障害に関心のある方

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

◆心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます。)

◆難病等医療費の助成

【対象】次の①②③④いずれにも該当する方

①指定難病の方②都内に住所を有している方③健康保険に加入し、ほかの医療給付制度(生活保護等)を受けていない方④医療費助成の認定基準を満たした方

◆小児慢性疾患医療費助成

【対象】18歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方(ただし、18歳以上についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20歳まで延長可能となります。)

◆小児精神障害者入院医療費助成

入院治療に要する費用を助成。

【対象】精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方

◆特別障害者手当

【対象】20歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

◆障害児福祉手当

【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、常

時介護が必要と認められた方

◆東京都重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】東京都難病医療費受給者証を交付されている方等(心身障害者福祉手当を受給している方は除く。)

《子育て支援課子育て支援係が窓口の手当》

◆児童育成手当(障害手当)

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

●身体障害者手帳おおむね1・2級程度の方

●愛の手帳おおむね1～3度程度の方

●脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方

◆特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

●身体障害者手帳おおむね1～3級程度の方

●愛の手帳おおむね1～3度程度の方

●日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害をもつ方

【主な福祉施策】2面に続きます

ます。り、手助けしていきなりたいと思

福生市の未来の宝物ともいえる子どもたちが健やかに育つていくために、社会性や自主性、協調性などの力を身につけることができる場を作ることが必要です。その一つが「ふっさっ子の広場」です。市内全小学校に設置されて丸3年、地域の皆さんの協力で、昔遊びや工作、英会話などの体験と学びの機会を作っているのだと思います。さまざまな世代の方たちと触れ合い、子どもたちは社会のルールやマナーなど人として大切なことを、楽しみながら自然と身につけています。

子どもたちのために 子どもたちは日々の生活の中で、さまざまなことを学びながら成長していきます。私が子どもたちのころは、3世代で同居する家も多く、近所付き合いも盛んで、さまざまな世代の人たちとごく普通に接していました。しかし現在は核家族化が進み、人付き合いが限られてきていると言われています。そのことが、原因かどうかわかりませんが、各地でいじめ問題がクローズアップされています。

全力投球



福生市長 加藤育男 軽スポーツ&とん汁会にて

【SPコード】専用読取装置で、コードの文字情報を音声で聞くことができます。【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

